

福岡県県土整備部週休2日工事 試行要領

1 目的

建設業界では、若手技術者の離職や入職者の減少など、将来の担い手確保が大きな課題となっている。このため、福岡県では、建設現場における労働環境の改善を図り中長期的な担い手の確保・育成を図る取組みとして、本要領に基づき週休2日工事を試行するものである。

2 対象工事

試行対象工事は、原則、福岡県県土整備部が発注する全ての工事とする。ただし、以下の工事は除くことができる。

- ① 竣工時期や作業時間の制約が厳しい工事
- ② 災害復旧工事など緊急を要する工事
- ③ 道路維持業務工事など単価契約で行う工事
- ④ その他、週休2日に適さないと判断される工事

なお、港湾工事については、別途、試行要領に基づき実施するものとする。

3 週休2日の定義

(1) 週休2日

週休2日とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が以下の水準に達する状態をいう。休日は、現場閉所し現場での作業は一切行わないこととする。

- ① 4週8休以上
現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上の場合
- ② 4週7休以上4週8休未満
現場閉所率が25.0%（7日/28日）以上28.5%未満の場合
- ③ 4週6休以上4週7休未満
現場閉所率が21.4%（6日/28日）以上25.0%未満の場合

なお、降雨、降雪等により現場閉所した場合も、週休2日の対象とすることができる。

(2) 対象期間

工期の始期日から工事完成日までの期間を対象とする。ただし、以下に該当する期間は含まない。

- ① 年末年始休暇（6日）及び夏季休暇（3日）
- ② 工場製作のみを実施している期間
- ③ 工事全体を一時中止している期間

(3) 現場閉所

現場閉所とは、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。ただし、以下の作業など、受注者の責によらないと判断できる場合において休日に作業を行った時は、監督員と協議し休日として取り扱うものとする。

- ① 災害時等緊急時に発注者が作業を要請した場合
- ② 異常気象時等による安全パトロールや保守点検
- ③ 現場見学会等、現場を公開する場合等

4 週休2日の試行方法

(1) 試行対象工事を「受注者希望型」として発注

「受注者希望型」とは、発注者が週休2日試行対象工事として発注し、受注者が工事契約後、週休2日を実施するか否かを判断し、発注者と協議を行い実施の有無を決定するものである。

発注者は、週休2日に対応した工期を設定することとし、週休2日試行工事であることを入札参加者に知らせるため、特記仕様書に明示する。

(2) 受注者による意思表示

受注者は、契約後速やかに週休2日試行工事の実施の意向について、「工事打合せ簿」（別紙1）を提出するものとする。実施する場合は、予定する週休2日の内訳が確認できるように記載した休日取得計画・実績表（別紙2）を工事打合せ簿と併せて提出した上で協議を行い、実施の有無を決定する。

休日取得計画・実績表の作成に当たっては、上記「3. 週休2日の定義」を反映させることとする。

また、週休2日を達成するための工期の変更は認めないこととする。

(3) 看板による標示

受注者は、「週休2日試行工事」である旨を看板に標示し、現場に設置する（標示例 別紙3）。

(4) 実施報告

受注者は、休日取得計画・実績表に、現場作業日と現場の完全閉所日が分かるように取りまとめ、月1回提出する（記載例 別紙4）。

(5) 変更の対応

設計変更により工期が変更となる場合は、休日取得計画・実績表を再度提出すること。

(6) 監督員等の対応

監督員は、週休2日試行工事の実施にあたり、日々の残業が大幅に増えないように指導する。監督員は、緊急を要する工事等やむを得ない場合を除き、休日の前日等、休日中の作業が発生するような指示は行わない。

監督員及び工事成績評定で加点を行う職員（課長等）は、提出された休日取得計画・実績表により、週休2日の実施状況を確認する。

5 試行対象工事実施における措置

(1) 間接工事費等の取扱い

週休2日を試行し、実際に4週6休以上の達成が確認できた場合、発注者は最終変更契約において、労務費、機械経費（賃料）、間接工事費に別紙5の補正係数を乗じるものとする。

(2) 工事成績評定の取扱い

週休2日の試行を実施し、実際に4週6休以上の達成が確認できた場合、係長及び課長が成績評定を行う工事成績評定の「2. 施工状況」の項目の内「II. 工程管理」については、原則a評価とする。ただし、他の事項で著しく低く評価する内容が確認される場合は、a評価としないことが出来る。

また、4週8休以上の達成が確認できた場合、「5. 創意工夫」の項目の内【その他】において2点の加点とし、評定点において最大0.8点の加点を行う。

なお、受注者の責において週休2日の実施ができなかった場合であっても、減点を行わない。

6 アンケートの実施

試行対象工事について、アンケート調査を実施する場合、受注者は調査に協力しなければならない。

7 実施証明書

週休2日を試行し、実際に4週6休以上の達成が確認できた場合、発注者は完成を確認した後に、週休2日実施証明書を発行するものとする。

8 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じて受発注者で協議し定めるものとする。

附 則

この要領は、平成31年1月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

参考例

114cm

140cm

ご迷惑をおかけします

週休 2 日 試行工事
道路の〇〇を
行っています

令和〇年〇月〇日まで
 時間帯 8:00~17:00

道路新設工事

発注者 福岡県〇〇〇〇事務所
 〇〇課〇〇係
電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
施工者 〇〇〇〇建設株式会社
 現場代理人 〇〇 〇〇
電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
(緊急) 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

間接工事費等の補正について

・補正係数について

週休2日試行工事を達成した工事について次の表の補正を行う。

	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01
共通仮設費率	1.04	1.03	1.02
現場管理費率	1.06	1.04	1.03

・市場単価方式の補正係数について

市場単価方式については次の表の補正を行う。

名称	区分	補正係数		
		4週6休以上、 4週7休未満	4週7休以上、 4週8休未満	4週8休以上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工(落石防護柵)		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工(落石防止網)		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工(ウォータージェット工)		1.00	1.01	1.01

週休2日試行工事 実施項目一覧

時期	項目	受注者	発注者
発注時	特記仕様書	—	対象工事の記載 【要領4(1)】
契約後	取組の 意思表示	実施の有無を工事打合せ簿により速やかに協議 【要領4(2)】	承諾
		実施する場合は、休日取得計画・実績表を提出 【要領4(2)】	確認
工事中	準備工	工事看板へ「週休2日試行工事」と表示し掲示 【要領4(3)】	現場確認
	実施報告	月1回 休日の取得状況を報告 【要領4(4)】	休日の取得状況の確認 【要領4(6)】
変更時	設計変更	—	4週6休以上の達成が確認できた場合は、間接工事費等の補正を行う 【要領5(1)】
完了後	工事成績 評定	—	取組みに応じて加点 【要領5(2)】
	アンケート 調査	アンケートの提出 【要領6】	受理
	実施証明書	—	実施証明書の発行 【要領6】